**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程**

制定：平成３１年　４月　２日

改定：令和　元年１１月　５日

全国中小企業団体中央会

愛媛県地域事務局

（通　則）

第１条　ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、経済産業大臣が定めるものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付要綱（平成３１年２月８日付け２０１９０２０７財中第１号。以下「交付要綱」という。）、全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）が定めるものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）及びこの規程で定めるところによる。

（定　義）

第２条　この補助金において「補助事業者」とは、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程第６条第１項に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者等をいう。

２　この補助金において、「中小企業者等」とは、取扱要綱２．で定めた補助対象者をいう。

３　この補助金において、「愛媛県地域事務局」とは、交付要綱第２条の目的の達成を図るために、事務を行う団体をいう。

（交付の目的）

第３条　足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う事業を実施する者に対して事業費等に要する経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、中小企業者等が行う設備投資等に対して即効的な需要を喚起するとともに、生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、中小企業者等が行う補助事業に要する経費であって、別紙１に掲げる経費のうち、補助金交付の対象として全国中央会及び愛媛県地域事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

　　ただし、別紙２の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者に対しては、本補助金は交付しない。

　　また、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、次の各号の一に該当する場合に補助金を交付する。

（１）特定非営利活動法人単体で申請を行う場合は、法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。また、交付決定時までに本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること。

（２）特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合は、共同申請の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の２／３以上は中小企業者に充てるとともに、特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請を構成する法人の中の最高額とはならないこと。

２　補助金の額は、前項に規定する経費の２分の１以内とする。

　　ただし、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する経費の３分の２以内とする。

（１）「一般型」で次に掲げるいずれかの要件を満たす補助事業者。

　（ア）生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）に基づき、令和元年７月３１日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成３０年１２月２１日の閣議決定後に新たに申請し、認定を取得した場合（変更申請の場合は新たな設備等導入を伴う変更計画であること。）

　（イ）３～５年で、「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率３％を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成３０年１２月２１日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

（２）「小規模型」で次に掲げるいずれかの要件を満たす補助事業者。

　（ア）生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）に基づき、令和元年７月３１日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において補助事業を実施する事業者が、平成３０年１２月２１日の閣議決定後に新たに申請し、認定を取得した場合（申請中を含む、また、変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること。）

　（イ）３～５年で、「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率３％を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成３０年１２月２１日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合（申請中を含む）

　（ウ）小規模企業者・小規模事業者または常時使用する従業員が２０人以下の特定非営利活動法人である場合

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、様式第１「補助金交付申請書」に「添付書類」として定めている書類を添えて、愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

２　申請者は、補助金上限額を「一般型」１，０００万円、「小規模型」５００万円、補助金下限額を１００万円として交付申請をすることができる。ただし、生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、いずれの事業類型においても補助上限額を３０万円増額することができる。

（交付決定の通知）

第６条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式第２による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

２　前条第１項の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、交付決定の通知に際して補助事業者に対し必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から２０日以内にその旨を記載した書面をもって愛媛県地域事務局に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第８条　補助事業者は、補助事業に要する（要した）経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、全国中央会及び愛媛県地域事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認）

第９条　補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ愛媛県地域事務局に様式第３により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

（１）補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助金交付申請時に取得するとしていた５０万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産を変更しようとするとき。

（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

　（ア）交付申請時に提出された様式１の補助事業計画書の２．事業内容に変更をもたらすものでない場合

　（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（４）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（５）補助事業の全部もしくは一部を他に承継させようとするとき。

２　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第１０条　補助事業者は、補助事業を行うため５０万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、２者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、２者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適当である場合は、随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

３　補助事業者は、前２項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不適当である場合は、全国中央会及び愛媛県地域事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は全国中央会及び愛媛県地域事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６　前５項までの規定は、補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じるものする。

（債権譲渡の禁止）

第１１条　補助事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を全国中央会及び愛媛県地域事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　全国中央会及び愛媛県地域事務局が第１５条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が全国中央会及び愛媛県地域事務局に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、全国中央会及び愛媛県地域事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が全国中央会及び愛媛県地域事務局に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、全国中央会及び愛媛県地域事務局が行う弁済の効力は、全国中央会及び愛媛県地域事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故等の報告）

第１２条　補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第４による事故等報告書を愛媛県地域事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１３条　補助事業者は、全国中央会及び愛媛県地域事務局より、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに様式第５の「遂行状況報告書」を作成し、愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

（実績報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は別途公募要領に定める事業完了期限日のいずれか早い日までに、様式第６による補助事業実績報告書を愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

２　愛媛県地域事務局は、補助事業者が、やむを得ない理由により第１項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。

３　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１５条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第８により当該補助事業者に通知する。

２　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１６条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に全国中央会が支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第９による請求書を愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１７条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、次の各号の一に該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

（１）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく全国中央会及び愛媛県地域事務局の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）補助事業者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

（６）補助事業者が、別紙２の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１５条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第１８条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第１９条に定める財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間管理しなければならない。

３　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第１９条　処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とし、第１４条第１項に定める補助事業実績報告書に様式第７による取得財産等管理台帳を添付して管理しなければならない。

２　前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）及び経済産業大臣が定める期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１０による申請書を愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

４　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、前項の規定による取得財産処分申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めたときは財産処分承認を行い、様式第１０－２による取得財産処分承認通知書を申請者に送付するものとする。

５　補助事業者は前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、様式第１０－２による承認通知書に記載がある書類を様式第１０－３による財産処分結果報告書に添付して愛媛県地域事務局に送付するものとする。また、全国中央会及び愛媛県地域事務局は、様式第１０－４による納付通知書により、前条第３項に基づきその収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

６　第３項の処分において、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産（機械・設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、様式第１１による申請書を愛媛県地域事務局に提出し、その承認を受ければ、補助事業者は転用に係る前項の納付が免除される。

７　補助事業者は、第１項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第３項の規定にかかわらず、様式第１１－１による財産処分報告書を愛媛県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第３項の納付は免除される。

（無償譲渡等の条件）

第２０条　試作開発の成果を本事業の期間内及び目的内で無償譲渡、無償貸与又は無償供与する場合であって、当該成果が前条第１項の処分を制限する財産に該当する場合は、当該成果ごとに、様式第１２による当該成果の譲渡等を受ける者からの成果受領書の写し及び当該成果の存在を証する資料を第１９条第１項に定める取得財産等管理台帳に添付するものとする。

（事業化状況等報告）

第２１条　補助事業者は、２０２１年４月１日以降、９０日以内を初回として、以降４年間（合計５回）直近１年間の事業化状況等について、様式第１３による報告書を愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後３年間保存しなければならない。

（知的財産権等に関する届出）

第２２条　補助事業者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業年度終了後５年間は特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、２０２１年４月１日以降、当該知的財産権等の取得状況について、様式第１３による報告書を愛媛県地域事務局に提出しなければならない。

（収益納付）

第２３条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、事業化状況等報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたことを確認したときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を全国中央会及び愛媛県地域事務局に納付させることができるものとする。ただし、事業化状況等報告の該当年度の決算が赤字の場合は免除されます。

（成果の発表）

第２４条　全国中央会・愛媛県地域事務局及び経済産業大臣は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（秘密の保持）

第２５条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、中小企業者等が本規程に従って愛媛県地域事務局に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

　　なお、第１７条第１項５号及び６号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

（補助事業の手引き等）

第２６条　全国中央会は、愛媛県地域事務局を通じ、補助事業の円滑な執行を図るため、本規程に定めるもののほか、補助事業の手引き及び全国中央会が定めるものにしたがい実施するものとする。

（監　査）

第２７条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、指名する職員等に補助事業者の監査を行わせることができる。この場合において、補助事業者は協力しなければならない。

（個人情報保護に関する取扱い）

第２８条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って取り扱うものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２９条　補助事業者は、別紙２に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第３０条　全国中央会及び愛媛県地域事務局は、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則　平成３０年度補正予算に係る補助事業（２次公募）から適用する。

別紙１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | | 補助額 | | 補助率 | |
| 事業類型 | 対象経費  の区分 | 上限額  （下限額） | 備考 | 補助対象経費の  １／２以内 | 補助対象経費の  ２／３以内 |
| 一般型  （革新的サービス、  ものづくり技術） | 機械装置費  技術導入費  専門家経費  運搬費  クラウド利用費 | １，０００万円  （１００万円） | （※１）  （※２） | 基本補助率 | 一定要件を満たす場合に適用  （※３） |
| 小規模型  【設備投資のみ】  （革新的サービス、  ものづくり技術） | 機械装置費  技術導入費  専門家経費  運搬費  クラウド利用費 | ５００万円  （１００万円） | （※１）  （※２） | 基本補助率 | 一定要件を満たす場合に適用  （※３）  （※４） |

（※１）生産性向上に資する専門家の活用をする場合は補助上限額に３０万円の増額が可能。

（※２）共同申請の場合は、上限額は共同申請全体の補助額、下限額は１者あたりの補助額となる。

（※３）以下のいずれかに該当した場合に、補助率を補助対象経費の２／３以内とすることが可能。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件  対象 | 補助率２／３以内の要件 |
| 一定の要件を満たす　先端設備等導入計画の認定取得事業者 | 地方自治体が生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）に基づき、令和元年７月３１日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成３０年１２月２１日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けていること。（変更申請の場合は新たな設備等導入を伴う変更計画であること）。 |
| 一定の要件を満たす　経営革新計画の承認取得事業者 | ３～５年で、「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％に加え、「従業員一人当たり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率３％を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成３０年１２月２１日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けること |

（※４）小規模企業者、小規模事業者または常時使用する従業員が２０人以下の特定非営利活動法人であること。

別紙２

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。